

<難治性創傷に使用する場合>

在宅療養者への適応追加と保険適用

- ☐ 手技料：J003-2局所陰圧閉鎖処置（入院外）
- ☐ 消耗材料費：特定保険医療材料として保険算定

PICOの適応症例

既存治療に奏効しない、或いは奏効しないと考えられる
難治性創傷

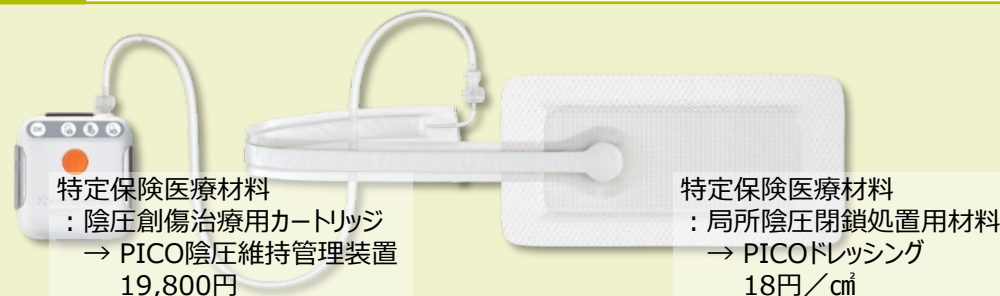


PICOの保険適用となる症例

- a. 外傷性裂開創（一次閉鎖が不可能なもの）
- b. 外科手術後離開創・開放創
- c. 四肢切断端開放創
- d. デブリードマン後の皮膚欠損創

PICO関連特定保険医療材料の保険請求名

- 1. 局所陰圧閉鎖処置用材料
PICOドレッシング、併用のフィルター
- 2. 陰圧創傷治療用カートリッジ
PICO陰圧維持管理装置



PICOの保険適用期間

- ① 局所陰圧閉鎖処置料の算定には、局所陰圧閉鎖処置用材料を合わせて使用した場合に限り算定可能
- ② この局所陰圧閉鎖処置用材料は、開始日より3週間を標準として、特に必要と認められる場合は4週間を限度として算定できる。

※ 使用開始後に感染等により当該処置を中断した場合には、当該期間は治療期間に含めない。（平成30年4月より改定）